

## **訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示**

令和 6 年診療報酬改定に伴い、コトノハ訪問看護リハビリステーションでは、オンライン資格確認によりご利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を算定します  
・訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

**訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する施設基準は以下の通りです**

- 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること
- マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている
- 医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している
- 以上の掲示事項について原則としてウェブサイトに掲載していること

**個人情報の取り扱いについて**

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

**資格情報の提供について**

資格情報の提供は患者様および代理人の同意に基づいて行われます。

同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。

令和 6 年11月 1 日

コトノハ訪問看護リハビリステーション 代表 森下 洋平